

# 市立函館病院臨床研修要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、基幹型臨床研修病院である市立函館病院（以下「当院」という）における卒業直後の医師免許取得者に対して行う初期臨床研修（以下「研修」という）について、その取り扱いを定める。

(研修の目的および臨床研修の理念・基本方針)

第2条 研修は、医師としての人格をかん養し、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識し、基本的診療能力を身につけることを目的とする。

2 前項の基本的診療能力とは、知識、技術、態度、情報収集力、総合判断能力をいう。

3 臨床研修の理念は次のとおりである。

医師としての人格をかん養し、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識し、一般的な診療において頻繁に関わる疾病に適切に対応できるよう基本的診療能力を身につける。

4 臨床研修の基本方針は次のとおりである。

(1) 患者を全人格的に理解し、患者・家族と良好な人間関係を確立する。

(2) 医療チームの構成員としての役割を理解し、保健・医療・福祉の幅広い職種からなる他のメンバーと協調する。

(3) 患者の問題を把握し、問題対応型の思考を行い、生涯にわたる自己学習の習慣を身につける。

(4) 患者および医療従事者にとって安全な医療を遂行し、安全管理の方策を身につけ、危機管理に参画する。

(5) チーム医療の実践と自己の臨床能力向上に不可欠な症例提示と意見交換を行う。

(6) 医療の持つ社会的側面の重要性を理解し、社会に貢献する。

5 本条については、地域住民を対象としたアンケートを実施し、結果について検討を行う。

(研修医の定員)

第3条 研修医の定員は12名とする。

2 前項の定員は、大学病院の協力型臨床研修を除いたものとする。

(研修期間)

第4条 研修医の研修期間は、原則として2年間とする。

(臨床研修管理委員会)

第5条 研修医の研修を円滑に行うため、臨床研修管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、管理委員会委員長を置く。

2 管理委員会の組織および業務は、この要綱によるほか、「市立函館病院臨床研修管理委員会要綱」の定めるところによる。

3 管理委員会は、定期的開催し、当院の各部署と密接に連携を図り研修を実施する。その業務は次のとおりである。

(1) 研修医の採用および処遇に関すること

(2) 研修プログラムに関すること

(3) 研修医の評価に関すること

(4) その他臨床研修に関すること

4 管理委員会は、院長、副院長、プログラム責任者、診療科長、協力型臨床研修病院の研修実施責任者、有識者およびその他院長の指名する者で構成する。

5 管理委員会委員長は、管理委員会の業務を総理する。

(臨床研修委員会)

第6条 研修医の研修を円滑に行うため、臨床研修委員会（以下「研修委員会」という。）を設置し、委員長を置く。

2 研修委員会の組織および業務は、この要綱によるほか、「市立函館病院臨床研修委員会要綱」の定めるところによる。

3 研修委員会は、定期的開催し、当院の各部署と密接に連携を図り研修を実施する。その業務は次のとおりである。

(1) 臨床研修の具体的な運営に関すること

(2) 研修医の具体的な評価に何すること

(3) 研修医に対する指導体制に関すること

(4) 臨床研修委員会から委任された事項に関すること

4 研修委員会は、院長、副院長、プログラム責任者、診療科長およびその他院長の指名する者で構成する。

5 研修委員会委員長は、研修委員会の業務を総理する。

## 第2章 募集・採用

(研修医の募集)

第7条 委員会は、募集要項、研修プログラムを公開し、全国から研修医を募集する。

(研修医の選考およびマッチング)

第8条 研修医の採用は、あらかじめ応募した者を委員会において選考し、医師臨床研修マッチング協議会による組み合わせ決定に従い研修医を採用する。

(採用手続)

第9条 採用が内定した場合は、研修条件につき内定者と研修仮契約書を締結する。また、医師国家試験合格発表後、採用決定者の採用手続きを行う。

2 研修仮契約書の締結後、医師国家試験が不合格となった場合は、内定を取り消す。

3 研修医は、採用に際して医師免許証の写し等の必要書類を提出する。

(研修制限)

第10条 研修医は、医籍登録が確認されるまでの間は診療に従事してはならない。

### 第3章 研修体制

(研修施設)

第11条 研修医は、当院および協力型臨床研修病院において研修を行う。

(研修医の所属)

第12条 研修医は、特定の診療科・部門に属さず、プログラム責任者の管理のもと研修プログラムに則り研修する。

(研修医の業務)

第13条 研修医は、指導医の下に、担当医として主治医の指示する診療を行う。また、診療科以外の部門では、指導責任者の下で研修する。

2 研修医は、初期オリエンテーション、各診療科におけるカンファランス・症例検討会等および委員会が主催するサーズダイレクチャーに出席しなければならない。

3 研修医は、管理委員会、研修委員会、医療安全に関する委員会、感染対策委員会等に出席しなければならない。

4 研修医は、主治医が決定した診療計画に基づき診療を行う。

5 研修医は、各研修施設の医療安全管理体制に従い、患者に対しては責任を持って事故の発生を未然に防ぐとともに、事故発生時には速やかに所定の手続きをとらなければならない。

6 研修期間中のアルバイト診療は、禁止する。

(オリエンテーション)

第 14 条 研修開始に当たっては初期オリエンテーションを実施し、研修医として必要な知識の習得を図る。

(研修方法)

第 15 条 研修医は、研修期間中の 1 年次に必修科目として内科、外科、救急部門（救命救急センター）を研修し、2 年次に必修科目として小児科、産婦人科、精神神経科、地域医療を研修するとともに研修プログラムに定める診療科から希望する診療科を選択し研修する。

2 各診療科の研修期間は、研修プログラムに定める。但し、選択科目の研修期間は最大 32 週とする。

3 各研修医のローテーション計画の作成および調整は、管理委員会が行う。

(研修プログラム)

第 16 条 研修プログラムには、研修医が研修修了までに到達すべき研修目標を掲げる。

2 研修プログラムの作成・改善および全体的な管理は、管理委員会において統括する。

3 研修プログラムに、プログラム責任者を置く。また、必要により副プログラム責任者を置くこともできる。

4 研修プログラムは、医学の進歩、教育の充実、医療環境の変化、社会の要請等に伴い、適宜見直すとともに、研修の質の向上を図るため恒常的に評価を行う。

5 研修プログラムに対する研修医からの要望を聞き取りし、適宜見直しを行う。

6 他院研修プログラムとの調整および院内関係部署との連絡・調整は委員会事務局が行う。

## 第 4 章 指導・管理体制

(院長)

第 17 条 院長は、管理者として、医療法、臨床研修に関する厚生労働省令その他の法令に則り、研修医の研修および監督に当たるとともに、指導医および指導者が研修プログラムを十分に遂行できるよう体制の整備に努めるものとする。

(研修実施責任者)

第 18 条 協力型臨床研修病院に研修実施責任者を置く。

2 研修実施責任者は、当該施設における研修の実施を管理する。

(プログラム責任者等)

第 19 条 プログラム責任者および副プログラム責任者（以下「プログラム責任者等」という。）は、研修プログラムの企画立案および実施の管理を行うとともに、研修医に対する助言、指導その他援助が円滑に行われるよう研修指導体制の充実を図る。

(プログラム責任者等の要件)

第 20 条 プログラム責任者等は、この要綱の第 22 条に定める指導医の要件を満たした者で、プログラム責任者養成講習会を受講した者とする。

(指導医)

第 21 条 当該診療科の臨床研修の実施および管理を円滑に行うため各診療科に指導者を置く。

2 指導医は、研修プログラムに則り、研修医の研修目標達成状況を把握し、研修医に対して適切な指導を行う。また、研修修了時には自ら評価を行うとともに、研修医に助言する。

3 指導医は、研修医による診断・治療行為とその結果について直接の責任を負う。また指導内容を診療記録に記載し、研修医の記載内容を確認しなければならない。

4 指導医は、担当する分野における研修において、研修医の研修目標が達成できるよう指導する。研修終了後に研修医の評価をプログラム責任者に報告する。

5 指導医は、研修医の身体的、精神的変化を観察し問題の早期発見に努め、必要な対策を講じる。

6 指導医が不在になる場合には、指導医の臨床経験に相当する医師を代理として指名する。

(指導医の要件)

第 22 条 指導医は、日常の臨床業務に従事にする臨床経験 7 年以上の関連学会の専門医・認定医等で、教育に対する情熱を有し、プライマリケアを中心とした指導を行い得る十分な臨床経験と高い指導技能を持ち、厚生労働大臣が認定したプライマリケアの指導方法等に関する講習会を受講した者とする。

(上級医)

第 23 条 上級医は、研修医を指導する指導医を補佐する。

2 上級医は、2 年以上の臨床経験を有する医師で、指導医の管理の下、臨床の現場で研修医の指導にあたる。

3 上級医は、指導内容を診療記録に記載し、研修医の診断・治療・記録など全般を監査する。

(指導者)

第 24 条 指導者は、看護部門、薬剤部門、検査部門、放射線部門など、医師以外の職種から選任する。

2 指導者は、各々の専門領域に関しておよび臨床研修の理念に基づいて、研修医を評価しプログラム責任者に報告する。

## 第 5 章 研修評価

(研修医の評価)

第 25 条 研修医の知識・技能・態度の研修目標に対する達成度を測定するため、評価を行う。

2 評価は、診療技術面のみならず、チーム医療や患者とのコミュニケーション面も含め、多面的に行う。

3 評価は、指導医による日常的な観察を通じての評価および研修医の自己評価並びに経験すべき症候、経験すべき疾病・病態に係るレポート等の評価、その他の評価による。

(指導評価)

第 26 条 指導医の指導力向上および研修科の指導体制向上を目標として、研修医による指導評価を行う。

(評価方法)

第 27 条 研修委員会は、各研修修了時に、評価表に沿って研修医の自己評価、指導医からの評価および看護師長等からの評価を実施する。評価表は研修委員会事務局で管理し、管理委員会に評価結果を報告する。

2 指導医は必要に応じて評価結果を研修医に説明するとともにその結果を基に研修医が目標達成に近づくよう助言・指導する。

## 第 6 章 臨床研修の中断および再開

(臨床研修の中断および再開)

第 28 条 院長は、医師としての適正を欠く場合、病気その他の事由により長期間研修を欠く場合等、研修医が研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた研修に係る当該研修医の評価を行い、委員長に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

2 院長は、前項の勧告又は当該研修医の申出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断す

ることができる。

- 3 院長は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、所定の臨床研修中断証を交付する。
- 4 研修を中断した者が、臨床研修中断証を添えて委員会に研修再開を申出た場合は、その期間の研修を補足することがある。
- 5 臨床研修中断証には、当該研修医が研修を中断、研修を中断した理由、研修を中断した時までの研修内容および研修医の評価等の事項を記載する。

## 第7章 臨床研修の修了・未修了

(総合評価)

第29条 管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、評価表および研修医の自己評価表に基づき、研修到達目標の達成度を総合的に評価する。

(修了認定)

第30条 院長は、前条の総合評価に基づき、研修医が研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して臨床研修修了証を交付する。

2 次の修了基準が満たされた時、臨床研修修了と認定する。

(1) 研修実施期間

- ア 研修期間（2年間）を通じた研修休止期間が90日以内。
- イ 研修休止の理由は、妊娠、出産、育児、傷病等の正当な理由。

(2) 臨床研修の到達目標達成度

- ア 厚生労働省が示す到達目標の達成
- イ 経験すべき症候、経験すべき疾病・病態に係るレポート提出

(3) 臨床医としての適正の評価

- ア 安心・安全な医療の提供ができる
- イ 法令・規則を遵守できる
- ウ 医療人としての適正に問題がない

(未修了)

第31条 委員会で修了基準を満たしていないと判断された場合は院長に報告したうえ、厚生労働省の定める基準に従い、未修了と判定した研修医に対してその理由を説明し臨床研修未修了理由書を交付しなければならない。

2 未修了とした研修医は、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとし、委員会は修了基準を満たすための履修計画書を厚生労働省に送付しなければならない。

## 第8章 記録の保管

(研修記録の保管)

第32条 管理委員会委員長は、次の各号に定める研修を受けた研修医に関する記録について、文書および電子ファイル等により、当該研修医が研修を修了し又は中断した日から管理委員会事務局において5年間保存するものとする。

また、文書および電子ファイル等の取扱いについては、当院が臨床研修のために利用する場合を除き、第三者に漏らしまたは公表してはならない。

- (1) 氏名，医籍番号，生年月日
- (2) 研修開始・修了・中断・未修了年月日
- (3) 研修プログラム名
- (4) 研修施設名
- (5) 臨床研修内容と研修評価
- (6) 中断，未修了の理由
- (7) その他臨床研修に関する記録

2 E P O C 2による評価記録はE P O C 2のサーバーに保管される

## 第9章 研修医の処遇

(研修医の勤務条件)

第33条 研修医の勤務条件は、函館市病院局職員の取扱いで定めるものとする。

## 第10章 雑則

(雑則)

第34条 この要綱の改正は、管理委員会の議を経て院長が行う。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の執行に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。